

令和5年度熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和5年度熊本市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
20 繰越金		50,000
	10 繰越金	50,000
30 諸収入		130,000
	10 貸付金元利収入	129,999
	20 雑 入	1
歳 入 合 計		180,000

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金 額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		129,118
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	129,118
20 公債費		50,882
	10 公債費	50,882
歳 出 合 計		180,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (令和5年度分)	令和6年度～令和10年度	60,000